

■ 論文

会計をめぐるアカウントビリティの構築と脱構築 —暴力批判の観点から—

中澤優介

目次

- I はじめに
 - II 暴力批判から見る会計
 - III アカウントビリティ関係の構築：レジームの固定化
 - IV アカウントビリティ関係の脱構築：レジームを「開く」
 - V おわりに
- 注
参考文献

▶ 要旨

本論文は、経済的価値追求という規範や会計制度など、規範や制度に根拠を持つ会計という手段に基づいてアカウントビリティを履行することの問題点を、暴力批判の観点から考察するものである。本論文で明らかになった、会計に基づくアカウントビリティがもたらす暴力とは、説明を行う個人が会計制度や規範、法律などによって、特定の固定的・均一的な説明主体として規定され、その結果、責任の限定的な画定が生じ、本来責任を果たされるべき「他者」に対しても責任が果たされない、というものである。

本論文ではさらに、上記のような暴力を緩和・解体するアカウントビリティの在り方を規範的に考察した。考察の結果、アカウントビリティを脱構築していくことが求められ、その要件として、アカウントビリティが単一的な価値に依拠することを防ぐ、「制度化させないための制度」が考えられる、ということを示した。

▶ キーワード

アカウントビリティ、アカウントビリティ・レジーム、倫理的暴力、脱構築、他者、複数価値

I はじめに

世の中には様々な規範が存在する。電車やバスでは高齢者や妊婦に座席を譲るべきであるし、現代の日本においてヒッピーのような姿は社会人として相応しくないと見なされる。このような規範やそれに基づく制度、規則、法律によって、我々の生活は管理・統治され、秩序付けられている。無法状態を考えれば、規範に基づく秩序によって、治安の安定などの恩恵がある一方で、このような管理・統治の方法は、時として我々に対して「暴力」となって作用することもあるということを忘れてはならないだろう。

ここで言う「暴力」とは、日本語の「暴力」という言葉が内包する意味のうち、「主体を意のままに支配する力」(=Gewalt / ゲヴァルト)としての暴力である(上野, 2006, V頁)¹⁾。つまり、規範は主体をある一定の枠組みに方向づけることで支配しようとするものであるともいえ、そのように考えたとき、規範に従うことができない(従うことを拒む)人々にとっては、その規範が彼らの権利や存在を蹂躪するものとして作用することがある、ということである。例えば、世の中には異性愛という規範が存在しており、国や自治体、宗教によっては同性同士の結婚は認められていない。このような異性愛という規範、そしてその規範のもとで設定されている同性婚の禁止という法律は、同性愛者にとってはまさに「暴力」として作用し得るのである。

では、企業を取り巻く規範にはどのようなものがあるだろうか。これに関しては、企業の目的として「利潤の追求」が挙げられるように、企業(特に営利企業)をめぐるのは、「経済的価値の追求」という規範が第一に存在しているといえるであろう。そして、この経済的価値の追求という規範も、我々個人にとって暴力的に作用することがある。もちろん、企業とかわりを持たないことが可能なら、企業をめぐる経済的価値の追求という規範の暴力から逃れることはできるであろう。しかし、多くの論者が様々な角度から論じてきたように²⁾、経済的価値追求という規範は様々な領域に広がっており、そのような規範から逃れることは非常に困難なことであろう。また、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の動向以来、パブリックセクターでは、経済的価値に基づいた効率性や有効性といった側面が重視され、それらを高めるような管理が奨励されてきている。しかし、パブリックセクターにおいては、介護や医療、福祉のように、時として経済価値を犠牲にしてでもサービスの質の高さを優先する必要性に迫られる可能性のある領域が存在する。このような領域では、経済的価値の追求という規範と、個人が持つ規範との間で対立が生じるということも十分考えられる。それでは、経済的価値追求という規範は、個人とどのような場面において接点を持つのであろうか。

規範と個人との接点に関して、ほとんどの規範は栗原(2015)が指摘するように、家庭や家族関係がその接点の場となるが、経済的価値追求という規範と個人とが接点を持つ最も明示的な場所は、業績評価のアカウントビリティにおいてであるといえる。つまり、企業などの組織に

において、部下や従業員としての個人が、経営管理者から責任（この場合の責任とは、利益やコストなど経済的価値の追求に関わるものが主となる）を付与されることによって、経済的価値の追求という規範が個人に突き付けられる。そして、アカウントビリティの観点から経済的価値の追求を捉えたとき、経済的価値を把握・測定し報告するための手段、すなわちアカウントビリティの履行手段として会計が最も適当なツールとなることは、疑いの余地がないであろう。しかし、ここで見逃してはならないのは、会計というシステムそのものも、経済的価値の追求という規範に依拠したものだといえ、さらにそのような規範に基づいた様々な制度や法律のもと利用される、ということである。したがって、会計によって履行されるアカウントビリティにおいては、その履行そのものにおいて暴力性が潜んでいるといえるのである。ゆえに、経済的価値追求という規範がもたらす暴力の緩和やその解体を考える前に、アカウントビリティの履行手段としての会計によってもたらされる暴力の緩和やその解体について検討することが必要であろう。

以上より、本論文は、会計によって履行されるアカウントビリティが孕む暴力性を暴力批判の観点から明らかにし、その暴力の緩和や解体について考察を行うものである。なお、本論文の構成は以下の通りである。

第Ⅱ節では、「倫理的暴力」という概念をもとに会計を暴力批判の観点から捉えなおし、会計が孕む暴力性について検討する。第Ⅲ節では、会計に基づくアカウントビリティの履行によってもたらされる暴力とはどのようなものであるのかを明らかにする。続く第Ⅳ節では、accounterability (Kamuf, 2007; Mackernan, 2012) というアカウントビリティの新しい概念に基づき、第Ⅲ節で明らかにした暴力の緩和や解体の可能性を規範的に考察する。最後の節では本論文の総括を行う。

Ⅱ 暴力批判から見る会計

前節では規範によってもたらされる暴力について述べてきたが、このような暴力に関しては、哲学者の T.W. アドルノと J. バトラーが「倫理的暴力」という考えをもとに批判を展開している³⁾。この倫理的暴力に関してアドルノは「全体利益と個別利益、個々人の利益との解離という社会的問題が同時に倫理的問題であり、両者を互いに切り離すことができない」（アドルノ，2006，38頁）とし、この全体利益を追求するということは「普遍的なものを追求する」ということであり、「「普遍的なもの」が個人と一致しそこねて、あるいは個人を内包しそこねて、普遍性への要求そのものが個人の権利を無視してしまう、という状況に言及する」（Butler, 2005, p.5; 邦訳，12頁）。つまり、アドルノやバトラーが主張する倫理的暴力とは、「普遍的なもの」（全体利益）が個々人の持つ利益と一致しないとき、その全体利益が依拠する倫理的規範は、その規範の枠外に位置する人々の権利を無視し蹂躪する、というものである。

この「倫理的暴力」という考え方に関して、それが示された Butler(2005) に多大な影響を受けた会計学領域における研究としては、Roberts(2009) および Messner(2009) が挙げられる。特に Roberts(2009) においては、「倫理的暴力」への批判が会計によって履行されるアカウンタビリティに対して展開されている⁴⁾。

Roberts(2009) では、アカウンタビリティを履行する主体（説明主体）は本来的に「不透明な自己」、すなわち自分自身のことすら十全に知り得ない・理解し得ない、にもかかわらず、アカウンタビリティの履行においては、十全な説明が可能である「透明な自己」として説明が求められる、ということが示されている。前述のように、アカウンタビリティ履行の手段としては会計が有力な位置を占めているが、その理由には、Roberts(2009) が指摘するように、会計こそが様々な事象を数値として可視化する透明性をもたらす代表的な技術だからという点も含まれるであろう。近年ではこの透明性に基づくアカウンタビリティに対する要求が高まっているといえるが、そのようなアカウンタビリティの要求においては、説明主体は透明性に基づき求められたことは全て説明できるかのように措定されるのである。しかし、自分のこと（例えば今日はなぜそのような服装なのか）を誰かに説明しようとしてみれば分かるように、本来的に我々は自分自身のことすら、十全に説明することができないのである。この点に関して Roberts(2009) では「倫理的暴力」という観点から批判がなされているのである。つまり、Roberts(2009) において示された倫理的暴力とは、説明主体に要求される「透明な自己」という倫理、すなわち説明を行う者は全てのことに対して説明可能であるという普遍的規範が、本来的に「不透明な自己」であり、「透明な自己」という規範に従うことのできない説明主体の権利や存在を蹂躪したり無視したりする暴力として作用している、ということを示したものである。

このような Roberts(2009) の研究は、説明の主体として「アカウンタブル (accountable)」な主体を措定していない、という点において、これまでの会計学領域におけるアカウンタビリティ研究とは一線を画すものである⁵⁾。このような研究としては他に、前述の Messner(2009)⁶⁾ や、後で詳しく触れる McKernan(2012) が挙げられるが、これらの研究では、哲学者の E. レヴィナスや J. デリダの責任論に基づいて、「他者に対する無限の責任」が想定されているといえ、アカウンタビリティを履行されるべき「他者」に対して、アカウンタビリティを履行する「私」はその責任を可能な限りいかに果たしていくのかということに焦点が当てられている⁷⁾。このような「他者に対する無限の責任」を想定した責任論のうち、デリダの責任論に関して『法の力』で示された「法」と「正義」に関する論考は、W. ヴェンヤミンの「暴力批判論」からの影響を認められるものである。したがって、ここで、デリダ(1999)での法と正義の関係を見てみよう。

デリダ(1999)において、正義とは「無限であり、計算不可能なものであり、規則に反抗し、対称性とは無縁であり、不均質であり、異なる方向性をもったもの」であるのに対して、法とは「安定させておくことのできる、規約にかなった、計算可能な装置として、また規則正しく

整えられてコード化されたもろもろの指示の体系」である(52頁)。この「法」と「正義」の関係をもとに考えると、「法」には規則や制度、規範といったものも含まれるが、会計こそ会計制度や組織内部の規則によって「規則正しく整えられ」た「計算可能な装置」だといえる。

デリダの責任論に基づいたアカウントビリティ研究として、McKernan(2012)が挙げられるが、この研究では、デリダによる責任のアポリアに関する分析をもとに、アカウントビリティのアポリアについて議論されている。このアカウントビリティのアポリアとは、「秘密によって保証された道徳的な責任という単一性と倫理という普遍性との間の衝突」に関するものであり、「規則やコードや社会的規範という普遍的或いは一般的に理解できるレベル」で生じる「倫理的な」責任に基づくアカウントビリティと、「社会的規範において典型的には理解ではない単独的な責任」という「道徳的な」責任に基づくアカウントビリティに関して、「倫理的なアカウントビリティが道徳的なアカウントビリティに対して脅威となる」ということである(McKernan, 2012, p. 259)。つまり、社会的規範に基づく責任とそのような規範では理解できない責任が存在するが、前者のような責任の履行は、デリダのいう「法」のもとで履行されるものである。そしてこの「法」に位置付けられるものの1つとして会計が想定されるのである。会計に基づくアカウントビリティの履行は、社会的規範で理解され得るような責任にのみ焦点を当て、その枠外の責任に対して焦点を当てない、すなわち、そのような責任を果たそうとする個人にとっては暴力として作用するといえるのである。

以上より、先行研究に基づき、暴力批判の観点から会計を捉えると、数値としてあらゆる物事を可視化・透明化するという機能と、それが制度や規範のもとで機能するという点に暴力性を見出すことが可能である。次節では、この会計によって履行されるアカウントビリティがもたらす暴力について、より詳細に検討する。

Ⅲ アカウントビリティ関係の構築：レジームの固定化

アカウントビリティを履行する際には、アカウントビリティを履行する側、履行される側、履行手段の3つの要素が決まる(固定化する)ことが必要である。この3つの要素が固定化することによって、アカウントビリティ関係が構築されたといえ、アカウントビリティの履行が行われる。本論文では、この3つの要素が特定の状況で結びついたその在り方のことを「アカウントビリティ・レジーム(accountability regime)」と呼ぶ。このアカウントビリティ・レジームにおいて重要なことは、これら3つの要素のうち、どれか1つでも定まらないと、そのアカウントビリティは履行されないということである。つまり、アカウントビリティは、そのレジームの3つの要素が全て決まり、固定化されてはじめて履行されるのである。しかし、このレジームの3つの要素が決まり固定化されると、後述するようにそこにはアカウントビリティを履行する説明主体およびアカウントビリティを履行される「他者」に対しての暴力が生じる。以下

では、このレジームの固定化すなわちアカウントビリティ関係の構築によってもたらされる暴力に関して、レジームのそれぞれの要素ごとに検討していく。

1 会計によるレジームの固定化

ここでは、組織が外部に対して履行するものと、組織内部において履行されるものとに区別して、会計によるアカウントビリティの履行を検討する。まず組織外部に対する会計によるアカウントビリティの履行は、企業の財務諸表の開示に代表されるように、ほとんどの場合、制度化・規則化されており、事細かな開示の方法や記載内容が定められている。したがって、財務諸表開示などによる会計に基づくアカウントビリティの履行では、規則に則った方法でアカウントビリティを履行すれば、それで自動的にアカウントビリティを果たしたということになり、規則として定められた各数値の計算方法やその記載内容が本当に投資者や債権者の意思決定に有用であり、アカウントビリティの履行に資するものであるのかということが重視されない、ということも起こり得る。結果、アカウントビリティ関係が規則に縛られた限定的なものとなり、これが経済産業省（2014, 3頁）で示されているような、情報開示の在り方に対する企業側・投資家側の双方からの不満が生じている一因だとも考えられる。アカウントビリティを履行する側からすると、制度化・規則化されたアカウントビリティの履行は、制度や規則といったものが強制的なものであり、且つ強い影響力を持つために、その他のアカウントビリティの履行といったものは想定されなくなるといえる。ここに、会計によるアカウントビリティの履行においては、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下での、アカウントビリティ・レジームの固定化が生じるといえる。

次に、組織内部で履行される会計によるアカウントビリティに関しては、業績評価のアカウントビリティが存在し、そこでは部下が上司に対してアカウントビリティを履行する。この際、会計は「我々にとって一見避けがたく議論の余地がない我々自身や自分たちの活動のイメージを提供する」(Roberts, 1991, p. 359) ため、アカウントビリティを履行する個人においては、そこで示される数値こそが自分自身であるとして、そのイメージに合わせてアカウントビリティの履行が行われることになり、Roberts and Scapens(1985) で批判されている、ただ目標として掲げられた数字に表面的に適応していくという、表面的な迎合に過ぎないアカウントビリティの履行が生じることになる。そして、業績評価とは上司と部下という階層関係のあるところで行われるものなので、そこでは説明主体に対して、M. フーコーが個人を規格化する方法として主張した「規律権力」が作用する。つまり業績評価において人々は、評価の結果もたらされるかもしれない排除の可能性に対して恐怖を抱き、会計的なアカウントビリティを通じて履行可能な、会計数値に基づく目標や基準、に迎合し、そのような要求を満たすことで自身の仕事上の立場を安全なものにしようとするのである。

さらに、Roberts(1991; 1996) に基づき、「個々の主体は単に、その人および、その人が他者と

共に関与している特定の社会的行動におけるお互いにとっての他者、の特定の態度が集合したのものによって構築される」(Mead, 1934, p. 158) という、M. ミードによって示された主体の構築のされ方に依拠すれば、説明主体は「自身に対する他者の態度を「引き継ぐ」ようになり、「社会生活を構成する信頼・価値・ルール・命令をもたらす主体」が構築されるのである (Roberts, 1991, p. 357)。つまり、業績評価において排除の恐怖のもと説明主体にもたらされる管理者側からのアカウントビリティの要求は、やがてはその期待を主体自身に引き継ぐということを通じて、自己規律的なものとして内部化されたうえで履行されることになるのである。したがって、組織内部で履行されるアカウントビリティにおいても、会計によるアカウントビリティの履行が絶対的なものになるという可能性が存在する。ゆえに、業績評価におけるアカウントビリティの履行においても、会計という手段を用いることによって、他の手段や履行相手が想定されないという状況下で、アカウントビリティ・レジームが固定化するということが生じるのである。

以上より、会計によってアカウントビリティを履行することにおいては、他の履行手段や他の履行相手が想定されない状況下においてアカウントビリティ・レジームの固定化が生じるということが明らかとなった。それでは、このようなレジームの固定化によって、アカウントビリティを履行する側と履行される側にはどのような影響があるのだろうか。

2 説明の起点としての「自己」の固定化

ここでは、アカウントビリティの履行手段として会計が規定されたときに、アカウントビリティの履行主体にどのような暴力が作用するのかということ进行を明らかにする。

まず、前述のように、Roberts(1991; 1996) で示されるような、会計というアカウントビリティの履行手段によってもたらされる規律的権力の作用と、その後の自己規律的なアカウントビリティの履行において、説明主体に対する暴力が見られる。つまり、アカウントビリティを履行する主体を、排除の恐怖のもとで会計数値という絶対的なイメージに固定化したうえで排除を回避できるような基準や目標を定め、そのような基準や目標を達成するよう説明主体を規律する。そしてRoberts(1991; 1996) で示されるようなMead(1934)での主体構築のされ方に従えば、このような規律が内面化され、会計によるアカウントビリティの履行が自己規律的に生じるのである。このような自己規律的な説明主体は、求められる説明主体としての自己を、自らアカウントビリティ・レジームのなかに固定しているのである。

さらに、前節でも見たように、Roberts(2009)ではButler(2005)での主張に基づいて、説明の起点として規定される「透明な自己」という規範を「倫理的暴力」であるとして批判している。これは、「透明な自己」という規範が本来的に「不透明な自己」を持つ説明主体に対して、その存在や権利を蹂躪してしまうという暴力であった。アカウントビリティ・レジームに基づいて考えれば、これは、本来的に説明主体自身にとって不透明な自己を「透明な自己」という均一的な説明主体として固定化しようとする暴力なのである。

3 果たされるべき責任の限定的な画定

前節でも見たように、会計によってアカウントビリティが履行されるとき、説明主体に要求される「透明な自己」が、本来的に不透明な説明主体にとって倫理的暴力となるということを示した。Roberts(2009)での議論をもとに示したが、さらにRoberts(2009)では、本来的に不透明な「私」と、アカウントビリティの履行において要求される「透明な自己」との間の乖離においては、「道徳的ナルシズム」が自己に対して作用することが示されている。本来的に不透明な自己である主体は、「透明な自己」という理想像に到達することに失敗し、そのような主体自身に対して強い批判を向けることになるが、そこでナルシズムは「完璧さ或いは完璧になる可能性に私を夢中にさせるものの一つ」であり、「自己批判の苦しさ」が、完璧だという私自身の感覚を守り維持するために、全てにおいて不完全或いは不十分であると私が想像する他者を見つけ出す必要性をも生み出すのである (Roberts, 2009, p. 965)。つまり、透明な自己に到達できなかった説明主体は、それでも透明な自己として自分自身を断定しようとするために、「他者」に対する配慮を欠いた状態になる。これはまさに、「透明な自己」という理想像と実際の説明主体との間の乖離に起因する自己批判が道徳的ナルシズムをもたらす結果、結果論的に「透明な自己」として自分自身を断定してしまうことによって、そのような透明な自己を起点としたアカウントビリティの履行が行われ、その結果、本来的に「他者」が望むような責任が果たされず、「他者」に対して配慮を欠いた状態になるということを示しているといえるだろう。このように、アカウントビリティを履行される側としての「他者」に対してもたらされる暴力は、そこで果たされる責任が、限定的に画定されてしまっているという点にある。

そもそも、アカウントビリティの履行においては、履行に用いられる手段はその目的に即しているからこそ選択されていると考えられがちである。しかし、この点に関して、Power(1991)において指摘され、Hopwood and Miller(Eds.)(1994)でも探究されているような、会計が組織や社会を構築するという考えに依拠すれば、アカウントビリティの履行においても、何らかの果たすべき責任があり、その責任を果たすために適した手段として会計やその他の履行手段が選ばれているのではなく、まず手段としての会計が存在し、その会計という手段が対応可能な範囲において、責任が限定的に狭まった範囲でしか果たされない、ということも考えられる。この点について増子(2013)は、会計などの計算技術に基づいて履行されるアカウントビリティは、「自己の責任の範囲を、他者に対する説明の前に画定する」ものであり、「こうすることで、自らは責任ある説明主体であると見做している」と指摘している(68頁)。

以上より、会計によって履行されるアカウントビリティにおいては、会計という手段が責任の履行手段に規定されると、その履行に先立って責任の範囲を限定的に画定してしまうことによって、「他者」に対して果たされるべき責任のうち、果たされない人や果たされない部分が出てくるという点において、アカウントビリティを履行される側に対して暴力が生じるといえる。また、Roberts(2009)での主張に従えば、会計によって履行されるアカウントビリティにおいて

は、「透明な自己」がその説明の起点として規定されており、この理想像に対して説明主体が「道徳的ナルシズム」を抱き、自身を「透明な自己」と断定してしまうことによっても、「他者」に対する配慮を欠いた状態、すなわち「他者」への暴力が生じているといえるのである。このような暴力は、言い換えれば会計によって履行されるアカウントビリティにおいて固定化された説明主体がそのアカウントビリティの履行の対象としての「他者」を限定的な「他者」として固定化する、という暴力である。

IV アカウントビリティ関係の脱構築：レジームを「開く」

前節では、会計によるアカウントビリティの履行においては、他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下でアカウントビリティ・レジームが固定化されてしまい、その結果、説明主体が均質な主体としてレジームのある一点に固定化され、被説明主体たる「他者」に対しても果たされるべき責任の限定的な画定が生じるという、アカウントビリティの暴力について明らかにした。本節では、このような会計によってもたらされる暴力をいかにして緩和・解体していくのかということを規範的に考察する。なお、本節での考察は、アカウントビリティの新しい概念である *accounterability* に関する議論をもとに進めていく。この概念は「アカウントブル」な説明主体をアカウントビリティ履行の起点に規定しておらず、その点において前節までに示したような暴力の緩和や解体を志向したものと位置付けられるものである。

1 *accounterability* の概念

accounterability の概念は、Kamuf(2007) によって提唱され、2012年の *Critical Perspectives on Accounting* 誌における特集号によって会計学領域にもたらされた概念である。この '*accounterability*' という言葉は、'*accountability*' という言葉のなかに '*counter*' という言葉が入り込んでおり、'*ac-counter-ability*' となっている。これは、'*accounterability*' という概念が、「計算 (*calculatively*) に支配されたアカウントビリティの普及した状況に対する抵抗の実践」(McKernan and McPhail, 2012, p. 177) としてのアカウントビリティの概念だからである。この抵抗を示すために、'*accountability*' という言葉のなかに '*counter*' という言葉が入り込んでい⁸⁾る。

この '*accounterability*' の概念を解題した先行研究として増子 (2013) が挙げられるが、増子 (2013) では、*accounterability* の概念について、証言としてのアカウントビリティと抵抗としてのアカウントビリティとに分離して議論を展開している。以下では、増子 (2013) では議論されていないが McKernan(2012) では証言と並ぶ *accounterability* の側面として位置付けられている、デリダの「贈与」に関する議論に基づいた贈与としてのアカウントビリティについても踏まえ、'*accounterability*' の概念を詳細に検討する。

(1) 証言と抵抗としてのアカウントビリティ

証言としてのアカウントビリティ (accountability as testimony) における「証言」とはデリダによって示されたものであり、このアカウントビリティの在り方は McKernan(2012) によって示されたものである。第Ⅱ節でも言及したように、McKernan(2012) では、デリダによる責任のアポリアに関する分析をもとに、普遍的な責任を履行するための倫理的なアカウントビリティと、単独的な責任を履行するための道徳的なアカウントビリティとの間のアポリアについて議論している。この McKernan(2012) では「道徳的な責任と決断は、その単独性において、アカウントビリティによって要求される返答可能性や可視性とは両立し得ないある種の秘密に頼っている」(p. 261) とし、旧約聖書『創世記』22章のアブラハムによるイサクの奉獻の物語に見るデリダの責任論から、この秘密を伴う単独的な他者に対する道徳的なアカウントビリティを見出す。なお、イサクの奉獻の物語とは、以下のような内容である。

百歳になろうとするアブラハムは、すっかり年老いた妻サラとの間に男の子が生まれるであろうという神の約束を聞き、事実イサクが生まれる。ところがある日神は、「息子イサクを連れてモリヤ山に行き、彼を犠牲として捧げよ」とアブラハムに告げる。そこでアブラハムは、妻や執事さらにはイサク本人にも何も告げず、モリヤ山に向かう。一度だけイサクが、犠牲のための子羊はどこにいるのか、と尋ねる。アブラハムは、子羊は「神が備えてくださる」とだけ答えて、歩き続ける。ついに命じられた場所につき、アブラハムはイサクを祭壇の上へのせ、手を伸ばして刃物を取り、息子を殺そうとした。アブラハムの「決断」の瞬間である。そのとき、天から神の使いが呼びかけ、「あなたが神をおそれるものであることが、今、わかった」と告げる。アブラハムがまわりを見回すと、背後に一匹の羊がいたので、彼はこれをイサクの代わりに捧げた。神はアブラハムに子孫繁栄の祝福を与える。(廣瀬, 2006, 186頁)

この物語に関して McKernan(2012) がまず言及するのは、決断の瞬間に生じるとデリダが主張する「狂気」についてである。すなわち、「イサクを犠牲にするというアブラハムの決断は、コミュニティの規範という観点で理解することは不可能であり、自身の妻サラに対して正当化或いは説明することは不可能である」(McKernan, 2012, p.262) という点で「狂気」なのである。しかし、ここでアブラハムは神の「イサクを捧げよ」というお告げに従う、つまり神に対する責任を果たすために、イサクにも妻にも本当のことは言わず、「秘密」を守る。「アブラハムが責任を引き受けるということは、沈黙を守り、秘密を共有せず、自分自身やその行動について説明を与えず、議論のために物事を話さず公にしない、ということ」(McKernan, 2012, p. 262) であり、それが神という単独的な他者に対する責任を果たすことなのである。

そして、このような倫理的なアカウントビリティと道徳的なアカウントビリティというアカ

アカウントビリティのアポリアが存在するなかで、どのようにして他者に対する責任を高め、その責任を履行していくのかということに関して、McKernan(2012)では証言のアカウントビリティが主張される。この「証言」は、Kamuf(2007)でも計算に基づくアカウントビリティに対して抵抗をなすものとして考えられており、増子(2013)の言葉を借りれば、証言のアカウントビリティとは、「個人的なものであり...少なくとも、真理に対する私の「証言」を説明の受け手に与えるような説明を行うこと」(67頁)である。つまり、デリダによって示される「証言」とは、「本質的に個人的で主観的なもの」(McKernan, 2012, p. 270)であり、「複式簿記からもたらされる会計記録を含む技術的な記録は、それ自体で証言を生み出すものではない」(McKernan, 2012, p. 270)のである。むしろ、このような証拠や根拠といったものをもたらす技術は「証言に対する必要性を破棄することを意図し得る」(McKernan, 2012, p. 270)ものでもある。

以上、ここまで証言のアカウントビリティについて検討してきたが、ここで示されたような「証言」を行うためには、証拠や根拠に基づいた説明ではなく、そのようなものを超えて存在する責任に応答する説明が必要となる。この点において、会計などの証拠や根拠をもたらす技術によるアカウントビリティの履行ではなく、証拠や根拠といったものに基づかない方法によるアカウントビリティの履行が求められるのである⁹⁾。

次に、accounterabilityにおけるもう一つの側面である、抵抗としてのアカウントビリティに焦点を当てる。なお、この抵抗としてのアカウントビリティについて議論を行う際に重要な点は、証言としてのアカウントビリティを志向した、会計などの証拠や根拠をもたらす技術に基づかない、別の方法によるアカウントビリティであっても、それはKamuf(2007)やMcKernan(2012)が批判してきた、「計算」¹⁰⁾に依拠したアカウントビリティになるという可能性を孕んでいるということである。

この点において、アカウントビリティを履行するうえで、アカウントビリティによってもたらされる暴力から我々は逃れられない。つまり、どのような手段によるアカウントビリティの履行においても、それが制度や規則化することによって、根拠や証拠に依拠するアカウントビリティの履行に変容し得るのである。増子(2013)が言うように「我々は、自らのアカウントビリティの履行が、暴力性を伴うことを知りながら、アカウントビリティの履行を行う他ない」(71頁)のである。そのうえでこの抵抗のアカウントビリティとは、そのような暴力性を「減じるアカウントビリティの履行の形態」(増子, 2013, 71頁)なのである。

増子(2013)では、このアカウントビリティにおける暴力性を減じるための糸口を、デリダの「正義論」に見出す。デリダ(1999)は正義に関して、それを法/権利から区別し、「法/権利は本質的に脱構築可能である」(33頁)のに対して「正義それ自体は...現実に存在するならば、法/権利の外または法/権利のかなたにあり、そのために脱構築しえない」(34頁)のものであり、脱構築そのものも「現実に存在するならば、これと同じく脱構築しえない」(34頁)のもので

あるとする。そしてここから、「脱構築は正義である」という主張が導かれる（デリダ, 1999, 34頁）。ゆえに、法や規範、ルールなどに則った決断とは正義に適うものではないのであり、「ある決断が正義にかなうものでありかつ責任ある／応答可能なものであるためには、その決断はそれに固有の瞬間において...規制されながらも同時に規則なしにあるのでなければならないし、掟を維持するけれども同時にそれを破壊したり宙吊りにするのでなければならない」（デリダ, 1999, 56頁）ということが主張される。

増子 (2013) ではこのようなデリダの「正義論」を、アカウントビリティの議論に応用して、「アカウントビリティの履行そのものに、客観性、合理性、正義の根本的な根拠を置くことができないということ」（72頁）および「客観性、合理性、正義の本質的な根拠は、他者に対するある絶対的な、つまり脱構築不可能な正義という他者によってもたらされるということ」（72-73頁）を導き出す。したがって、抵抗のアカウントビリティとは、「正義や他者に対して、開かれたものとなるよう、それにむかって脱構築可能なアカウントビリティの履行を通して、脱構築不可能な正義や他者に対して開かれた関係に向けて、絶えず脱構築していくこと」（増子, 2013, 73頁）なのである。そしてこのような脱構築は、アカウントビリティのアポリアを経験することによってしか達成され得ないのである。

(2) 贈与としてのアカウントビリティ

McKernan(2012)において、贈与としてのアカウントビリティ (accountability as gift) は証言としてのアカウントビリティと同様に責任を高めることを助けるアカウントビリティの再構成された形態として示されている。McKernan(2012)では、「既存のアカウントビリティの実践は循環的 (economic) な円環, すなわち交換の円環に制限される傾向にある」(p. 273) と見なす。これは、アカウントビリティとは上記でも見てきたように、典型的には法的、倫理的な基準や規約に基づく限定的なものになるのであり、そこでは負債や所有に関する会計による詳細な記録などによって、その円環が堅固に維持され、結果、「アカウントビリティの閉鎖」(McKernan, 2012, p. 273) が生じてしまうということを意味する。このような閉鎖的な交換の円環に基づいて履行されるアカウントビリティにおいては、その円環のなかに新しい要素や他者が入ることができずに排除されてしまう。このような点に関して McKernan(2012) は、「他者に対して開かれること」や「新しい何か割り込む」といったことを生じさせるものとして、デリダが示した「贈与」の概念を引用している。

贈与があるために必要なことはただ単に、受贈者が返さない、返済しない、償わない、報いない、契約に入らない、ということにとどまりません。ぎりぎりのところでは、彼がその贈与を贈与として認めさえしないのでなければなりません。もし彼がそれを贈与として認めたら、もしその贈与が贈与として彼に現われたら、もしそのプレゼントがプレゼントとして

彼に^{プレゼン}現前したら、この単なる認知だけでその贈与を廃棄するのに十分です。(デリダ, 1989, 74頁)

つまり贈与とは、その贈与の贈与者にしろ受贈者にしろ、それが贈与であると認識することによって廃棄されてしまうものである。「贈与の記憶とは、与えることの瞬間に消滅しなければならない」(McKernan, 2012, p. 274) のである。

このように、デリダによって示されている贈与の概念は「途方もなく捉えどころのない」(McKernan, 2012, p.274) ものであるが、McKernan(2012) では、この贈与の概念をさらに追求するために、「円環としての時間」(デリダ, 1989, 69頁) について言及する。デリダ(1989) では、「あらゆる循環のこじあけが生起したであろう瞬間にしか、贈与は可能でありえず、贈与はありえないのであり、さらに「時間的円環のこじあけが生起するであろうその瞬間は、時間には所属するはずがない」ということが示される(69頁)。つまり、「決断のその瞬間(キルケゴールによると、その瞬間は狂気なのです)が時間を遮断し、もはやそれが一つの今として、時間的綜合のうちに連結されている一つの現在として、つまり、過ぎ去った現在、現在そのもの、言いかえれば顕在的現在、未来的現在として思考可能でない瞬間にしか、贈与はあらぬ」のである(デリダ, 1989, 69頁)。したがって、贈与が時間を引き裂くことによってやりとりの円環が打ち破られ、狂気のうちにそして不均衡のうちに他者への志向がなされるのである(McKernan, 2012, p. 274)。そしてMcKernan(2012) では、「デリダにとって、贈与の瞬間はひょっとしたらアブラハムのイサクの拘束において最も例証されているのかもしれない」として、前述のイサクの奉獻の物語を再度解釈する。曰く、「アブラハムが自身を絶対的な他者に十全に応答するように専心する際に贈与は生じた」のであり、アブラハムがイサクを殺そうとナイフを振り上げたときが、狂気の瞬間なのである(McKernan, 2012, p. 274)。「その瞬間においてアブラハムは、自身の行動が将来にどのような影響を与えるのか、特にイサクの死が彼の神との約束の達成にどのような影響を与えるのかということを計算することなく、他者に対して応答するために時間を引き裂くのである」(McKernan, 2012, p. 274)。

また、McKernan(2012) においては、贈与が不可能であり、決して現前せず認識されるものではないということに、我々がこの贈与に対して情熱を抱き、贈与を要求する理由を見出す。そして、贈与と交換の円環の間には、「交換の円環による支配を緩和し、その円環の流れを妨げること」(p. 275) で、「他者が到来し、新しい出来事が生じ、贈与が生じる」(p. 275) 一方で、「贈与は交換の円環を作動させるもの」(p. 276) でもあり、「交換の円環は、贈与という徳行(virtue)によって回転する」(p. 276) というような相互依存関係があるということが示される。このように考えるのであれば、「我々が直面する本当の課題は、贈与と循環(economy) の間の関係性を交渉する最良の方法であり、我々はその贈与と循環の間の空隙或いは空間に紛れ込む必要がある」(McKernan, 2012, p. 276)。そしてこのことを実現するためにMcKernan(2012) では、「規制

や手続きによって、説明の贈与のための、すなわちより歓待となる説明 (hospitable accounts) のための、空間が認められることを確実なものとするために、我々は制度的に注意を払う必要がある」(p. 276) ということが主張される。McKernan(2012) において贈与は、「他者そしてまさに来るべき他者に対する明確な応答であり、絶対的な他者という単独性に対する応答」でもありさらに、「贈与とともに、時間は引き裂かれ、現前するものの不変性は全き他者、すなわち現前しているものに留まらない全き未来、に対して開かれることによって崩壊する」のである (p. 276)。したがって、このような贈与としてアカウントビリティを履行していくことで、「我々の期待や義務、伝統、法律、計画」(McKernan, 2012, p. 276) といったものに基づく円環を突破し、不可能であることに対しての空間を作ることによって、単独的・絶対的な他者に対する責任が履行される可能性が生まれるのである。

以上、McKernan(2012) において示された贈与としてのアカウントビリティについて検討した。このアカウントビリティの形態において特筆すべきは、贈与そのものはデリダも言及しているように、「不可能なもの」(デリダ, 1989, 67頁) であるが、それに対して積極的に関わろうと志向し、「贈与」のための空間を作ろうとすることこそが、法律や規則や規範、そして倫理といったものに基づく交換の円環を突破し、単独的・絶対的な他者に対して責任を果たすためには必要だということである。そしてこの方法として、McKernan(2012) では、規制や手続きなどによって、制度的にそのような仕組みが構築されることを志向しているといえるのである。既に示したように、アカウントビリティの履行は McKernan(2012) も指摘するように交換の円環に制限されているといえるのであり、このような円環には、証拠や根拠となる詳細な記録に基づく会計によって履行されるアカウントビリティも含まれる。したがって、このアカウントビリティの円環を本論文で示したアカウントビリティ・レジームと読み替えれば、McKernan(2012) で示された贈与としてのアカウントビリティに関する議論とは、会計によって履行されるアカウントビリティによるレジームを突破し、そのレジームの枠外に存在する(と考えられる)「他者」に対して責任を果たす方法としての「贈与」を示すものなのである。

2 アカウントビリティの脱構築

ここまで、McKernan(2012) での議論に基づき、accounterability を解題した増子 (2013) も参照しながら「証言と抵抗としてのアカウントビリティ」および「贈与としてのアカウントビリティ」という側面から accounterability を検討してきた。単独的な他者に対する責任を果たすためのアカウントビリティの履行として、根拠や証拠に依拠しない「証言」という方法による責任の果たし方が求められるが、どのような履行手段であっても、それが制度化・規則化され、根拠や証拠に依拠したアカウントビリティの履行に変容する可能性が存在する。この点において、そのような暴力を減じる一つの糸口として、「他者」や「正義」といったものをアカウントビリティのなかに取り込むということが考えられ、この点において、アカウントビリティは常

に抵抗される必要がある、つまりアカウントビリティは脱構築される必要がある、ということが導かれた。また、単独的・絶対的な他者に対して責任を果たすことは、ある種の「狂気」であり、そのような決断を下すことは「贈与」の考えに基づけば「(現前や実在、現存もしないという点で)不可能なもの」であるが、それを志向し、制度の構築を通じて接近することによって、我々が縛られている法や規範や規則といった円環を突破することができるのである。このような前項までの議論に関して、ここでは、アカウントビリティの脱構築について議論した増子(2014)および國部(2014)をもとに、アカウントビリティの脱構築についてさらに詳細に検討する。

増子(2014)では、アカウントビリティの説明主体を「自己に基礎をもつ主体」と「自己に基礎をもたない主体」に区別したうえで議論を展開する。「自己に基礎をもつ主体」とは、「ルールや基準を含む規範を能動的に引証する権能を有する主体」(増子, 2014, 37頁)のことであり、このような主体によって履行されるアカウントビリティにおいては、「アカウントビリティの履行の意味をある点でつねに固定したり停止したりすること、ある利害関係者の特殊性や差異のうち、少なくともいくつかの次元が無視されるか、同質化されなければならない」(増子, 2014, 38頁)というものになる。つまり「自己に基礎をもつ主体」とは、会計基準などの基準や組織内での制度や規則、さらに世の中に存在する規範によって自己が構築された主体のことであるといえ、本論文の第3節で見てきたように、このような説明主体によって履行されるアカウントビリティは、被説明主体たる「他者」をも固定化してしまう。そして、この点において、「他者」が持つ特殊性や差異といったものが無視されたり同質化されたりということが生じるのである。

このような「自己に基礎をもつ主体」によって履行されるアカウントビリティの問題点を明らかにしたうえで、増子(2014)は「アカウントビリティを「他者性」のパースペクティブから捉え直し」(39頁)、「他者」にとってのアカウントビリティを再定式化することを志向する。そこで、「自己に基礎をもたない主体」によるアカウントビリティの重要性を主張するが、この「自己に基礎をもたない主体」とは、Butler(2005)で示された「不透明な自己」に基づいたものとして定義される。そして、「自己に基礎を持つ主体」によって履行されるアカウントビリティでは、「説明主体が他者に負う無限の責任を、ルールや基準を含む規範という規定済みのものへ責任を還元している」(増子, 2014, 50頁)とし、「それは他者への無限の責任を果たすどころか、他者に責任を負うという他者性のパースペクティブから見れば、無責任にしかっていない」(増子, 2014, 50頁)ことを指摘する。したがってここから、「自己に基礎をもたない主体」は、「責任の可能性、またはとりわけ自分自身を説明するというアカウントビリティの履行の可能性を掘り崩してしまうのではなく、むしろ、アカウントビリティの履行を他者に向かって開く」(増子, 2014, 50頁)ことが可能であるとし、このようなアカウントビリティの形態に脱構築を見ているのである。

また國部 (2014) では、アーレントの公共性の議論に依拠し、「アーレントの思想と親和性が強く、しかも責任の概念についてより深く考究している」(17頁) デリダの責任論に基づいて、無限の責任に依拠したアカウントビリティ理論を、公共性を志向する社会環境会計の学問的基礎 (ディシプリン) として提示している。ここで示されるデリダの責任論に依拠した無限の責任に基づくアカウントビリティは、増子 (2014) で志向される内容と基本的に同じであるが、國部 (2014) では、他者に対して到達し得ない (十全に果たすことができない) 無限の責任に関して、たとえアカウントビリティ実践が無限の責任を果たすものではなかったとしても、そのような責任が「来るべきもの」として意識され想定されたなかでアカウントビリティが履行されることが必要だということが示される。この考えに基づいて、國部 (2014) では、会計による経済的な一元的価値評価を緩和する多元的評価をもたらす社会環境会計に関する制度として、GRI ガイドラインやマテリアルフローコスト会計を挙げる。そして、責任の無限性を意識したうえで「経済的な一元的評価を多元化することは、他者の複数性を少しでも回復しているという意味で、公共性に向かって開かれていると言える」(國部, 2014, 16頁) という点にその意義を見ている。

以上より、アカウントビリティの脱構築とは、他者に対する無限の責任が措定され、そこで絶えず他者に対する責任を果たしていくためにアカウントビリティの履行を他者に対して開いていくことであるといえる。そして無限の責任に基づくアカウントビリティは現実には達成し得ないが、それを志向することが大事なのであり、そのようなアカウントビリティの履行に接近するためにも、制度としてアカウントビリティの履行が他者に対して開かれるような仕組みを構築することが重要なのである。

3 制度化させないための制度：アカウントビリティ・レジームを「開く」ために

ここまで見てきたように、accounterability の概念から見出すことができた、「証言と抵抗としてのアカウントビリティ」や「贈与としてのアカウントビリティ」といった、「他者」に対するアカウントビリティの履行に対する志向は「アカウントビリティの脱構築」と呼ぶことができる。前項で見た「アカウントビリティの脱構築」についての先行研究のうち、國部 (2014) では、無限の責任に基づくアカウントビリティの履行に接近するためには、そのようなアカウントビリティを志向した制度としての仕組みを構築することの必要性が示されていたが、この制度構築の観点は、McKernan(2012) でも贈与のアカウントビリティに関して示唆されていたものである。なお、制度に関してデリダは、「わたしは制度を愛し、ときとしては機能しないことがあるにせよ、新しい諸制度に参加することに多大な時間を使ってきました。それと同時に、わたしは解体しようとも努めているのです。とはいえ、わたしが解体しようとするのは制度ではなく、むしろ所与の制度のうちにあるいくつかの構造であり、あまりに柔軟性のない構造、もしくはドグマ的な構造、あるいは将来の研究にとって障害となるような構造なのです」(カ

プート編, 2004, 10頁) と述べている¹¹⁾。したがって、デリダのいう脱構築は、制度そのものを否定したものではないといえるであろう。デリダは脱構築を、「制度それ自身の未来へ向けてオープンにする」(カプート編, 2004, 7頁) ことであるとしており、この点に関してカプートは、「制度の哲学としての脱構築は、制度の力に懐疑的でありながら、諸制度を、ひとがそのなかで暮らせるようにしようと一オープン・エンドで、多孔質的で、警戒を怠らないものにしようと目論んでおり、あらゆるものをプログラムしようと試みるのではないプログラムに基づいて諸制度を組織しようと目論んでいるのである」と指摘している(カプート編, 2004, 73頁)。まさにこのような制度の在り方は、國部(2014)やMcKernan(2012)で志向される制度と通ずるものであり、いわば「制度化させないための制度」であるといえる。

ここで、これまで検討してきたアカウントビリティの履行によってもたらされる暴力の緩和・解体に関して、本論文で示したアカウントビリティ・レジームという考えにアカウントビリティの脱構築を引き付けて考えると、固定化してしまったレジームのなかで、アカウントビリティを履行する側や履行される側が特定の均質的な主体として規定されるのではなく、またそのレジームに含まれていない主体もそのレジームに入る可能性が完全に否定されてしまわないためにレジームに可変性が残されているような、レジームが「開かれる」ということが求められる、ということになるであろう。そして、そのようなレジームが「開かれる」ための要件として、上述の「制度化させないための制度」が位置付けられる。それでは、この「制度化させないための制度」とはどのようなものであろうか。

この点に関しては、國部(2015)で示された複数価値に基づく評価プロセスの議論が参考になる。國部(2015)では、アレント(1994)に代表される公共性の議論および、Stark(2009)で示されたような、複数の評価原則が存在しそれらが衝突することでイノベーションが導き出されるということを複数価値が求められる根拠とし、この複数価値の復権という問題を管理会計の文脈に移し替え、管理会計を「複数評価するように再設計すること」(國部, 2015, 171頁)を志向している。この國部(2015)の議論に基づけば、複数の評価制度が併存するためには、それらの制度が依拠する異なる価値が併存していることが必要だといえる。そして、このことをアカウントビリティ・レジームに引き付けて考えると、異なる価値に基づくアカウントビリティのレジームが併存することが必要だ、と言い換えられるであろう。しかし、異なる価値に依拠するレジームが併存していたとしても、それらはやがて制度化し、アカウントビリティ・レジームの固定化に基づく暴力が生じることになる。したがって、このような暴力を緩和・解体するには、絶えず既存のレジームの外側の価値観・視点に依拠する、すなわちレジームが常に新たな価値に基づくことができるよう開かれている、ということが必要であり、それが可能となる仕組み(制度)が必要となる。そして、ここで志向される制度こそが、「制度化させないための制度」なのである¹²⁾。

V おわりに

世の中には様々な規範が存在し、明示的であるか否かにかかわらず我々の生活を管理・統治しているが、このような管理や統治の方法は我々に暴力的に作用していることはないのであろうか。このような関心をもとに、本論文においては、経済的価値追求という規範や会計制度など、規範や制度に根拠を持つ会計という手段に基づいてアカウントビリティを履行することの問題点を、暴力批判の観点から論じてきた。アカウントビリティ・レジームという観点から会計によって履行されるアカウントビリティを捉えたとき、そこに見られる暴力とは、説明を行う主体が会計制度や規範などによって、特定の固定的なアカウントビリティ・レジームの一点に縛り付けられる、ということであった。さらにこのような暴力の結果、責任の限定的な画定が生じ、本来責任を果たされるべき「他者」に対しても責任が果たされないという点での暴力が生じる、ということも明らかになった。

このような暴力の緩和や解体に関して、本論文では新しいアカウントビリティの概念である *accounterability* の概念に基づいて考察を行った。この考察においては、デリダの責任論に基づき、単独的な他者に対する責任を果たすためには、無限の責任に基づくアカウントビリティを措定し、そのようなアカウントビリティを志向した制度としての仕組みを構築することによってそのようなアカウントビリティに接近すること、すなわち「アカウントビリティの脱構築」が求められるということを示した。さらに、このアカウントビリティの脱構築という考えをアカウントビリティ・レジームに引き付けて、レジームを「開く」という考え方を提唱し、アカウントビリティの脱構築と同様に、レジームを「開く」ためにも、「制度化させないための制度」が要件となることを示した。

本論文は、暴力批判に関する哲学的な議論に基づき、会計によって履行されるアカウントビリティによってもたらされる暴力とその緩和・解体という観点から、無限の責任に依拠するアカウントビリティの意義を示し、さらにこのアカウントビリティの可能性を実践において見出すためにアカウントビリティ・レジームを「開く」という考えを提唱した。さらに、本論文では「制度化させないための制度」というアカウントビリティ・レジームを「開く」ための要件も示した。会計学領域のアカウントビリティ研究においては、会計以外の履行手段に基づくアカウントビリティの在り方に関する実践的な観点からの研究はまだ萌芽期にある。したがって今後は、アカウントビリティ・レジームの固定化とレジームを「開く」ということ、そしてその要件としての「制度化させないための制度」という観点からアカウントビリティ実践を捉えていくことを通じて、会計以外の履行手段に基づくアカウントビリティの可能性に関する研究の蓄積が求められる。

なお、忘れてはならないのは、アカウントビリティ・レジームが「開かれ」、新たなレジームが生じたとしても、そのレジームが制度化することによって暴力性を孕むことは避けられない

ということである。つまり我々は、アカウントビリティの履行に伴う暴力の緩和・解体を目指して絶えずアカウントビリティの在り方を変化させ続けることでしか、アカウントビリティが孕む暴力の緩和や解体はできないのであり、それがアカウントビリティ・レジームを「開く」ということの本質なのである。

注

本研究はJSPS科研費(課題番号16K17218)の助成を受けたものである。

- 1) 上野(2006)に基づけば、日本語の暴力には本文に示したGewaltとしての暴力以外に、「主体の意のままにならない力」であるviolenceとしての暴力が存在する。
- 2) 経済的価値の追求からの脱却や、経済的価値からの解放は、これまでも多くの学識者によって、様々な角度から繰り返し主張されてきたことである(ボラニー, 1975;ハーバーマス, 2000;サンデル, 2012他)。
- 3) 「倫理的暴力」という考え方は、アドルノによって示され、のちにバトラーに引き継がれている。
- 4) Roberts(2009)では、「倫理的暴力」という観点から会計によって履行されるアカウントビリティについて批判的に検討したうえで、あるべきアカウントビリティの形態として、'intelligent accountability' という概念を提唱している。当該概念については、Roberts(2009)を解題した中澤(2012)を参照されたい。
- 5) 会計学領域の研究において、これまでもアカウントビリティ履行の手段としての会計に疑義を示すものは存在した(例えばBoland and Schultze, 1996; Roberts, 1991; 1996)。しかしこれらの研究は、履行手段を会計以外のもの(例えば対話や文書記述情報)に求めるというものであり、説明主体がそもそも十全な説明が可能なかについて焦点を当てたものではない。
- 6) Messner(2009)では、説明主体を不透明な自己、無防備な自己、媒介される自己という三つの観点から示し、そのそれぞれの観点からアカウントビリティの限界について考察を行っている。
- 7) ここで言う「他者」とは、実存する個別具体的な他者だけでなく、「他者性」をも含むものである。
- 8) なお、この'accounterability'は、発音においては'accountability'と区別できない。
- 9) 証言としてのアカウントビリティに関して、増子(2013)では、オリンパスの粉飾決算事件におけるM. ウッドフォードの一連の対応に、このアカウントビリティの在り方を見ている。
- 10) ここでいう「計算」には、法や規範、ルールが含まれる。
- 11) カブート編(2004)では、5-41頁にはカブートを含む4名とデリダによる会議(円卓会議)における議論が収録されており、当該引用箇所はその議論におけるデリダの発言箇所である。また、これ以降の引用箇所においても、5-41頁からのものは全てデリダの発言からのものである。
- 12) 國部(2016)では、統合報告のフレームワークにおいて6つの資本という多元的価値に基づく報告が目指されていることに、他者に対する無限のアカウントビリティに接近するための制度的側面を見ている。また、紙幅の関係上、本論文では割愛しているが、中澤他(2014)で考察を行った、一関市国保藤沢病院が実施している地域住民との対話活動である「ナイトスクール」は、アカウントビリティの実践において、この「制度化させないための制度」として機能しているものと考えられる。「ナイトスクール」の概要および、「ナイトスクール」をめぐる病院側と地域住民側とのアカウントビリティ関係の変容に関しては、中澤他(2014)を参照されたい。

参考文献

- アドルノ, T.W. (2006) 『道徳哲学講義』船戸満之訳, 作品社(原著1963年)。
 アレント, H. (1994) 『人間の条件』志水速雄訳, ちくま学芸文庫(原著1958年)。
 上野成利(2006) 『暴力』岩波書店。
 カブート, J.D. 編(2004) 『デリダとの対話 脱構築入門』高橋透, 黒田晴之, 衣笠正晃, 胡屋武志訳, 法政大学出版社(原著1997年)。
 栗原康(2015) 『現代暴力批判論「あばれる力」を取り戻す』角川新書。
 経済産業省(2014) 『『持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～』プロジェクト(伊藤レポート)最終報告書』(<http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140806002/20140806002-2.pdf>)

- 國部克彦 (2014) 「社会環境会計と公共性 - 新しい会計学のディシプリン -」『国民経済雑誌』第210巻1号, 1-23頁。
- (2015) 「複数評価原理の会計学と公共性 - 価値多様化と管理会計の役割 -」『会計』187巻2号, 169-180頁。
- (2016) 「統合報告時代のアカウントビリティ」『国民経済雑誌』第213巻5号, 93-115頁。
- サンデル, M.J. (2012) 『それをお金で買いますか 市場主義の限界』 鬼澤忍訳, 早川書房 (原著 2012年)。
- デリダ, J. (1989) 「時間を一与える」『他者の言語 デリダの日本公演』 高橋允昭編訳所収, 法政大学出版局, 59-145頁。
- (1999) 『法の力』 堅田研一訳, 法政大学出版局 (原著 1994年)。
- 中澤優介 (2012) 「追求ではなく構築するものとしてのアカウントビリティ - インテリジェント・アカウントビリティに見る会計の役割 -」『社会関連会計研究』第24号, 69-82頁。
- ・尻無濱芳崇・北田皓嗣 (2014) 「アカウントビリティが開かれるとき - 関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性 -」『国民経済雑誌』第210巻1号, 101-119頁。
- ハーバーマス, U. (2000) 『近代 未完のプロジェクト』 三島憲一編訳, 岩波現代文庫。
- 廣瀬浩司 (2006) 『デリダきたるべき痕跡の記憶』 白水社。
- ボラニー, K. (1975) 『大転換』 吉沢英成, 野口建彦, 長尾史郎, 杉村芳美訳, 東洋経済新報社 (原著1957年)。
- 増子和起 (2013) 「証言と抵抗のアカウントビリティ」『六甲台論集』第60巻1号, 59-83頁。
- (2014) 「アカウントビリティの脱構築 - 自己と他者の視点から -」『六甲台論集』第61巻1号, 35-57頁。
- Boland, R.J. and Schultze, U. (1996) "Narrating accountability: Cognition and the production of the accountable self", in Munro, R. and Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, Institutional Thompson, pp. 62-81.
- Butler, J. (2005) *Giving an Account of Oneself*, Fordham University Press. [佐藤嘉幸, 清水知子訳 (2008) 『自分自身を説明すること』 月曜社。]
- Hopwood, A.G. and Miller, P. (Eds.). (1994) *Accounting as Social and Institutional Practice*, Cambridge University Press. [岡野浩, 國部克彦, 柴健次監訳 (2003) 『社会・組織を構築する会計』 中央経済社。]
- Kamuf, P. (2007) "Accountability", *Textual Practice*, Vol. 21, No. 2, pp. 251-266.
- McKernan, J.F. (2012) "Accountability as aporia, testimony, and gift", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 23, No. 3, pp. 258-278.
- and McPhail, K. (2012) "Editorial: Accountability and counterability", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 23, No. 3, pp. 177-182.
- Mead, G.H. (1934) *Mind Self and Society*, University of Chicago Press.
- Messner, M. (2009) "The limits of accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 918-938.
- Power, M. (1991) "Auditing and environmental expertise: Between protest and professionalisation", *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 4, No. 3, pp. 30-42.
- Roberts, J. (1991) "The possibilities of accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 4, pp.355-368.
- (1996) "From discipline to dialogue: Individualizing and socializing forms of accountability", in Munro, R. & Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, International Thompson, pp. 40-61.
- (2009) "No one is perfect: The limits of transparency and an ethic for 'intelligent' accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 957-970.
- and Scapens, R. (1985) "Accounting systems and systems of accountability - understanding accounting practices in their organisational contexts", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 10, No. 4, pp. 443-456.
- Stark, D. (2009) *The Sense of Dissonance*, Princeton University Press. [中野勉, 中野真澄訳 (2012) 『多様性とイノベーション』 マグロウヒル・エデュケーション。]